

# 情報プラザ

羽幌町役場 ☎ 2 - 1211  
 インターネット  
 ホームページアドレス  
<http://www.town.haboro.hokkaido.jp/>  
 E-メールアドレス  
[kikaku@town.haboro.hokkaido.jp](mailto:kikaku@town.haboro.hokkaido.jp)  
 町長室のメールアドレス  
[sawayaka@town.haboro.hokkaido.jp](mailto:sawayaka@town.haboro.hokkaido.jp)  
 ご意見お待ちしております

- 町長との語り合いの場  
『ふれあいトーク』  
5人～10人くらいのグループで  
開催日の10日前までに申込みを！
- 出前講座（37講座）  
『ほっと講座はぼる』  
5人以上の団体やグループが  
主催する学習会等に町職員が  
講師として出向きます
- ☎お問合せ・申込み先  
企画課広報広聴係  
(内線251～252)
- ホタルの電話 ☎ 2 - 1310  
1人でなやんで自分をイジメないで  
かけてみよう『ホタルの電話』

## 年金

### 平成17年4月から国民年金制度が次のように変わります

改正項目	改正内容
国民年金保険料の引き上げ	国民年金では13,300円の保険料が平成17年度から毎年、月額280円ずつ引き上げられ、平成29年度以降は16,900円（平成16年度価格）となります。ただし、実際に支払う保険料の額は、賃金上昇の状況によって変化した将来の価値水準での額になります。
30歳未満の若年者に対する納付猶予制度	平成27年6月までの措置として、30歳未満の方で本人及び配偶者の所得が一定以下の場合、同居している世帯主の所得に関係なく、申請すれば保険料の納付が猶予されます。
国民年金保険料にかかる免除申請の遡及	保険料免除申請の遡及に関する改善等、免除制度の見直しが行われます。
口座振替割引制度の導入	口座振替利用者について、納付期限の1カ月前に引き落とすことによる前納割引を実施します。
第3号被保険者の届出期間の特例	第3号被保険者の届出漏れがある場合、届出をすることによって2年前以前の未届の第3号被保険者期間も、特例的に、保険料納付済期間に算入されます。
65歳以上70歳未満の者にかかる任意加入の特例	昭和30年4月2日から昭和40年4月1日までに生まれた方が老齢基礎年金の受給資格期間を満たしていないときは、申出により、65歳から70歳に達するまでの間において、受給資格期間を満たすまで被保険者となり、保険料を納めることができるようになります。

▶問合せ先 / 町民福祉課国保医療年金係 (☎ 2-1211 内線 106・107)

## は ぼ ろ 次世代育成支援行動計画素案への ご意見を募集しています

「はぼろ次世代育成支援行動計画」は、平成15年7月に公布された国の少子化対策「次世代育成支援対策推進法」により、「羽幌町エンゼルプラン」をより実行性のある計画とするために必要とされ、策定することが求められておりました。

この計画は21世紀を担う子どもたちが健やかに育つ環境づくりを大きな目的としております。町では、子育て中の保護者の皆様を対象にニーズ調査を行い、策定作業を進めておりましたが、この度、素案ができあがりましたので広く町民皆さまのご意見を募集いたします。計画の素案は町のホームページ及び町民福祉課など下記に備えてありますので、ご覧ください。

- HP アドレス / <http://www.town.haboro.hokkaido.jp>
- 意見受付期間 / 2月25日(金)
- 素案閲覧場所 / 町民福祉課、すこやか健康センター、羽幌保育園、天売・焼尻支所
- 意見の提出先 / 町民福祉課社会福祉係 ☎ 2-1211(内線114)  
E-mail [choumin@town.haboro.hokkaido.jp](mailto:choumin@town.haboro.hokkaido.jp)

## 17年4月から育児・介護休業法が変わります 改正育児・介護休業法のポイント

改正事項	現 行	平成17年4月1日から
育児休業及び介護休業の対象労働者の拡大	期間を定めて雇用される者(有期契約労働者)は対象外	休業の取得によって雇用の継続が見込まれる <u>一定の範囲の期間雇用者は、育児休業・介護休業がとれるようになります。</u>
育児休業期間の延長	子が1歳に達するまで	子が1歳を超えても休業が必要と認められる <u>一定の場合には、子が1歳6カ月に達するまで育児休業ができます。</u>
介護休業の取得回数制限の緩和	対象家族1人につき1回限り。期間は連続3カ月まで	対象家族1人につき、 <u>常時介護を必要とする状態に至るごとに1回の介護休業ができます。</u> 期間は通算して(延べ)93日まで。
子の看護休暇の創設	事業主の努力義務	小学校就学前の子を養育する労働者は、 <u>1年に5日まで、病気・けがをした子の看護のために、休暇を取得できるようになります。</u>

▶問合せ先 / 町民福祉課社会福祉係 (内線112)